









五十市宿舎 3 号棟換気設備整備

件名	五十市宿舎 3 号棟換気設備整備					図面No.	1/6
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	厚生班長	電気係長	施設管理係	管財係	設計者
							
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊						令和6年4月23日	

仕 様 書

1 工事件名

五十市宿舍3号棟換気設備整備

2 工事場所

宮崎県都城市南鷹尾町43街区22号 陸上自衛隊 五十市宿舍3号棟

3 工事概要

- (1) 空調換気扇新設・・・・・・・・12台
- (2) その他付帯工事・・・・・・・・一式

4 一般事項

- (1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、次の国土交通省大臣官房官庁営繕部制定標準仕様書による。
 - ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編・機械設備工事編)令和5年版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編・機械設備工事編)令和5年版
- (2) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負者の責任において施工するものとする。
- (4) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧するものとする。
- (5) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (6) 本件に必要な電気及び水は受注者が負担するものとする。
- (7) 本件の作業写真は、施工前、施工中、施工後、主要な施工段階毎、隠蔽箇所、完成検査状況、全ての使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは完了後確実に破壊するものとする。
- (8) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (9) 本件に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
- (10) 本件で発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊都城訓練場(宮崎県都城市都原町7430)の監督官が指定した場所に搬入集積し、重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出する。その他の産業廃棄物は、請負者の責任において適切に処分し、産業廃棄物管理票(A・E票)の写しを監督官に提出するものとする。
- (11) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (12) 本仕様書に記載されている寸法等は近似値であるため、施工に先立ち原寸を確認するものとする。
- (13) 請負者は作業開始前に危険予知活動(KY・TBM)を実施し、安全管理を徹底するものとする。
- (14) 請負者は作業日時を監督官と調整の上、当該宿舍の入居者向けに案内(お知らせ)を配布するものとする。
- (15) 本件に使用する空調換気扇及び排気フードは、次の特記事項で示す同等品以上のもの(他社の製品を含む。)を使用するものとし、同等品を使用する場合は、開札日前までに分任契約担当官へ「同等品判定依頼書(カタログ、承認図及び性能比較表を添付)」を提出し、分任契約担当官より「同等品判定結果通知書」を受領するものとする。

5 特記事項

(1) 電気設備工

ア 電線類

本件で使用する電線の規格は「JIS C 3612(600V耐燃性ポリエチレン絶縁配線(EM-1E))」とする。

イ 電線保護物類

本件で使用する合成樹脂管の規格は「JIS C 8411(合成樹脂製可とう電線管)」とする。

ウ 配線器具

(7) 照明器具用タンブラスイッチ

本件で使用するタンブラスイッチの規格は「JIS C 8304(屋内用小形スイッチ類)」とし、仕様は「位置表示灯付」とする。

(4) 空調換気扇用タンブラスイッチ

本件で使用するタンブラスイッチの規格は「JIS C 8304(屋内用小形スイッチ類)」とし、仕様は「確認表示灯付」とする。

(2) 空調調和設備工

ア 本件で使用する空調換気扇の仕様は次の同等品以上のもの(他社の製品を含む。)とし、設置に必要な「天井脱着枠」等は、請負者の負担において見込むものとする。

(7) 製造所：三菱電機(株)

品番：VD-10ZFC13

(4) 製造所：パナソニックエレクトロニクス(株)

品番：FY-24CPS8

イ 本件で使用する排気フードの仕様は次の同等品以上のもの(他社の製品を含む。)とする。

(7) 製造所：三菱電機(株)

品番：AT-100MGS4

(4) 製造所：パナソニックエレクトロニクス(株)

品番：FY-MCX031

ウ ダクト

本件で使用するダクトの仕様は「アルミニウム製フレキシブルダクト」とする。

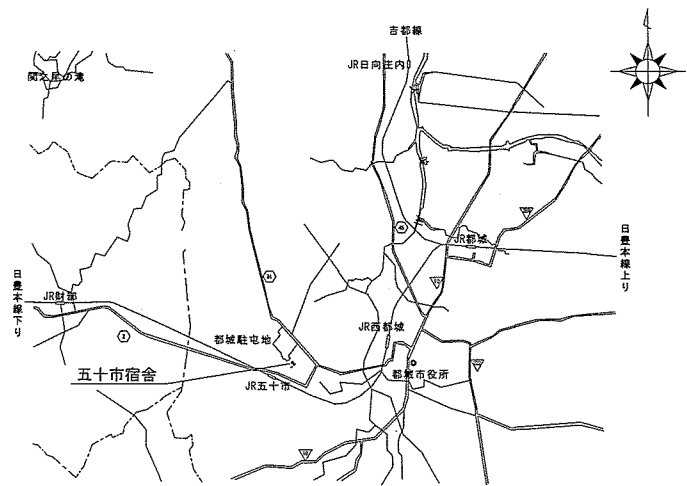
エ ダクト用テープ

本件で使用するダクト用テープの規格は「JIS H 4160(アルミニウム及びアルミニウム合金はく)」に準ずるアルミニウム箔の片面に樹脂系粘着剤を塗布したテープ状のものとする。

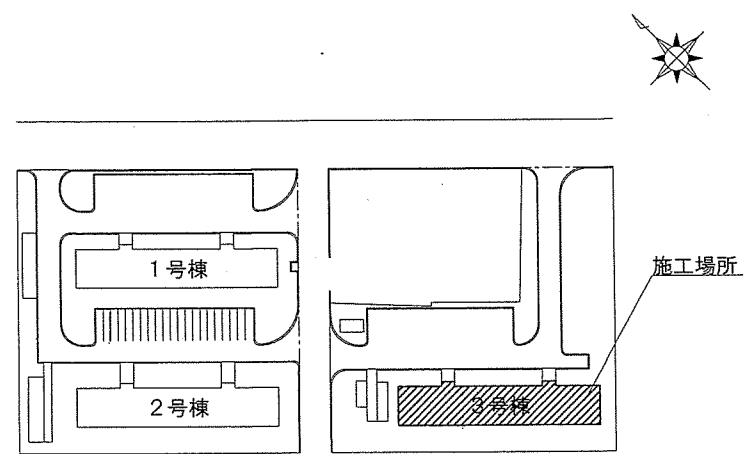
オ 換気口の施工

本件の換気口の施工は、請負者の負担により「高所作業車」を準備するものとし、関係法令に従い適切に作業を行うものとする。なお、高所作業車の使用日数は「2日間」を見込むものとする。

件名	五十市宿舍3号棟換気設備整備	図面No.	2/6
図名	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			令和6年4月23日

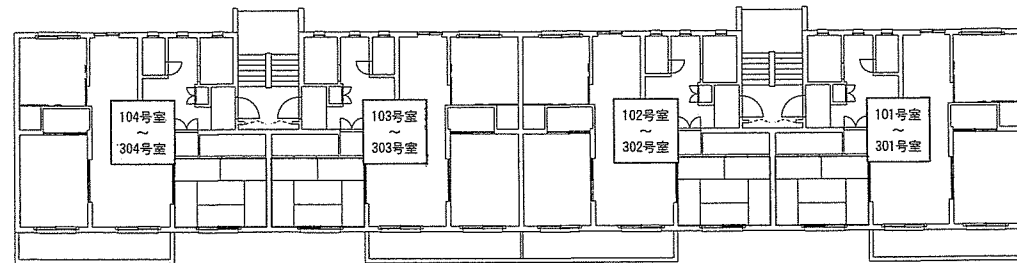


案内図

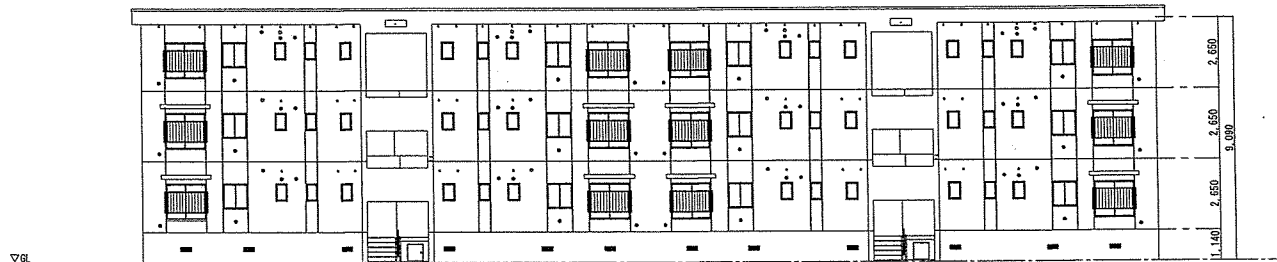


配置図

件名	五十市宿舎3号棟換気設備整備	図面No.	3/6
図名	案内図/配置図	縮尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和6年4月23日	

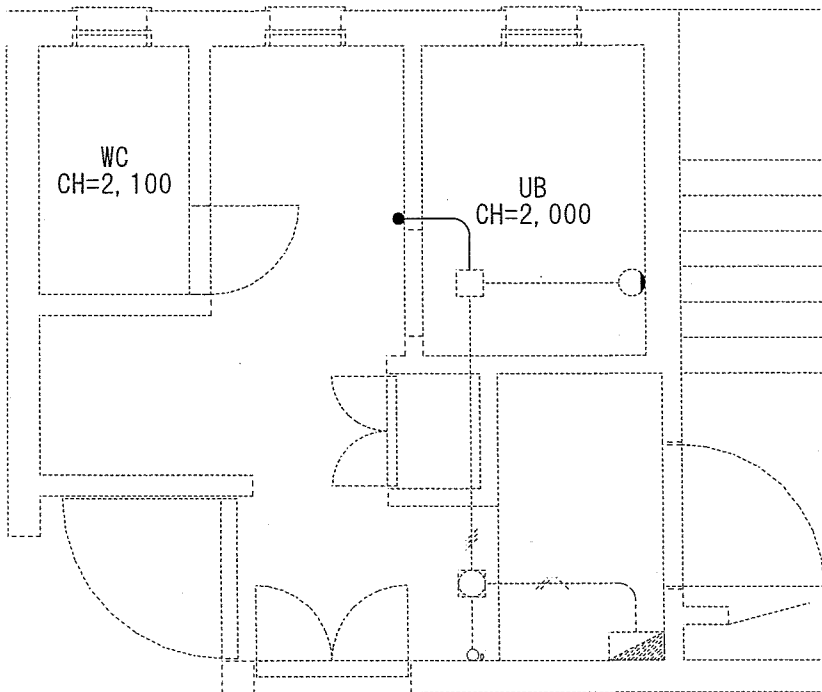
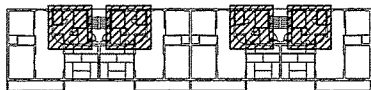


基準階平面図(1~3階)



北面立面図

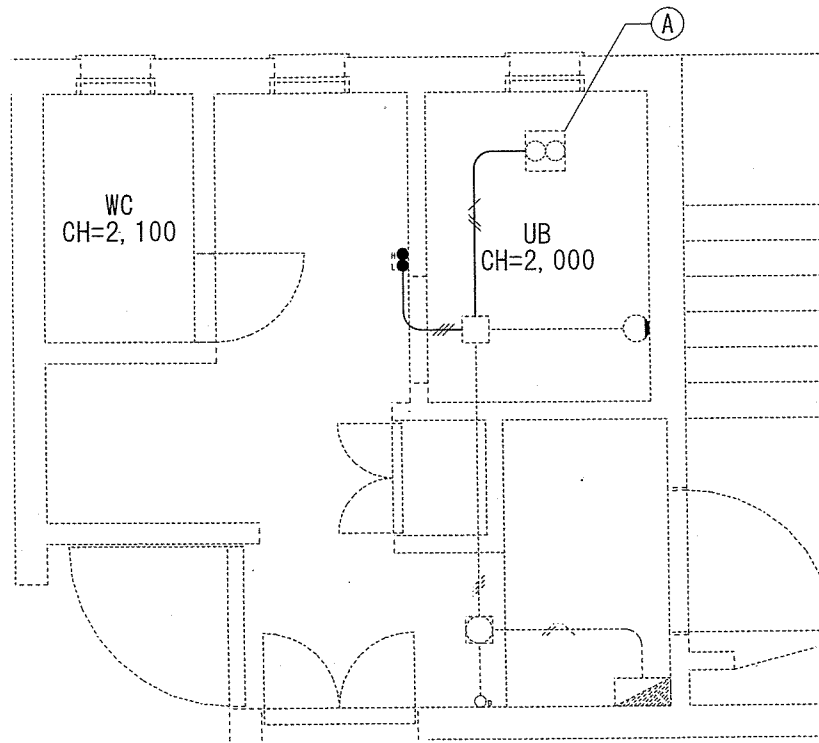
件名	五十市宿舎3号棟換気設備整備	図面No.	4/6
図名	基準階平面図/北面立面図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和6年4月23日	



改修前

【凡例】

記号	名称	規格	施工内容	施工数量	取付高	特記
⚡	電灯分電盤		既存のまま			
○	天井照明器具		既存のまま			
○	壁付照明器具		既存のまま			
○	埋込タンプススイッチ(遮短機付)		既存のまま		FL+1,200	
●	埋込タンプススイッチ		撤去	1個/戸	FL+1,200	
□	ジョイントボックス		既存のまま			
—	IV1.6×2	(PF14)天井こがし	撤去	2m/戸		既存PF14再使用
—	IV1.6×2	(PF14)天井こがし	既存のまま			
—	IV1.6×3	(PF14)天井こがし	既存のまま			
—	IV2.0×2+1.6×1	(PF14)天井こがし	既存のまま			



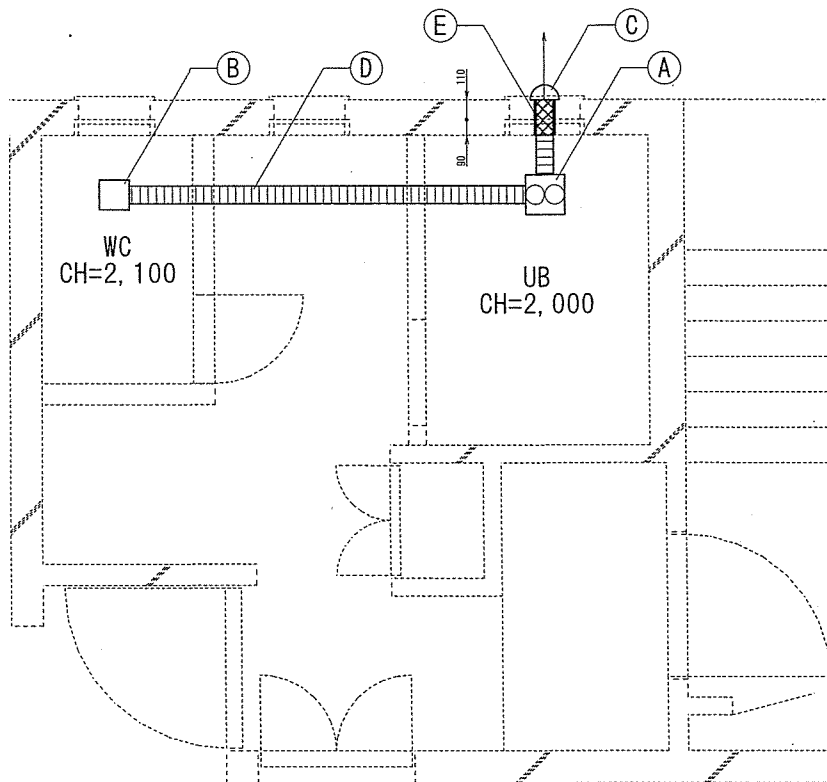
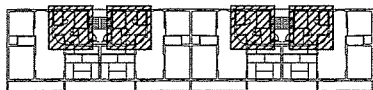
改修後

【凡例】

記号	名称	規格	施工内容	施工数量	取付高	特記
⚡	電灯分電盤		既存のまま			
○	天井照明器具		既存のまま			
○	壁付照明器具		既存のまま			
○	埋込タンプススイッチ(遮短機付)		既存のまま		FL+1,200	
●	埋込タンプススイッチ(位置表示灯付)		新設	1個/戸	FL+1,200	
▲	埋込タンプススイッチ(確認表示灯付)		新設	1個/戸	FL+1,200	
□	ジョイントボックス		既存のまま			
—	EM-IE1.6×3	(PF14)天井こがし	新設	2m/戸		既存PF14再使用
—	EM-IE1.6×3	(PF14)天井こがし	新設	2m/戸		PF14新設共
—	IV1.6×3	(PF14)天井こがし	既存のまま			
—	IV1.6×3	(PF14)天井こがし	既存のまま			
—	IV2.0×2+1.6×1	(PF14)天井こがし	既存のまま			
ⓐ	新設浴室用天井換気扇(2室換気)		既存のまま			

件名	五十市宿舎3号棟換気設備整備	図面No.	5/6
図名	【改修前後】電気設備平面図	縮尺	1/30
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和6年4月23日	

キープラン



改修後

【A.例】

記号	名称・規格	施工内容	施工数量	特 記
①	浴室用天井換気扇(2室換気)	新設	1台/戸	UB天井(塩ビ鋼板/石膏ボード)開口(□215×250)補強共
②	吸込グリル(φ100用)	新設	1個/戸	天井化粧石膏ボード開口(φ100)共
③	排気フード(φ100)	新設	1個/戸	外壁取合い部シーリング共
④	フレキシブルダクト(φ100)	新設	2本/戸	アルミニウム製
⑤	コンクリート壁穿孔(φ110)	新設	1箇所/戸	

件名	五十市宿舎3号棟換気設備整備	図面No.	6/6
図名	【改修後】空気調和設備平面図	縮尺	1/30
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			令和6年4月23日